

# 古代転換期の神道と仏教

——八幡宮及び弥勒寺建立に至るまでの宗教的背景——

中野 幡 能

- 一、序
- 二、仏教の伝来
- 三、豊国奇巫の入内
- 四、北九州と大和朝廷の関係
- 五、物部氏と中臣氏
- 六、宇佐氏と中臣氏の融合
- 七、宇佐仏教の性格
- 八、結

## 一、序

宇佐八幡宮成立に関連して日本宗教史上極めて重要な意義をもつ問題に八幡信仰における仏教の問題がある。宇佐八幡宮創祀に至るまでの仏教、特に八幡神宮寺弥勒寺が成立するまでに至る宇佐を中心とする仏教を、たとい白鳳期の宇佐地方の寺院がその建築様式に於て大和文化に関連しているとしても、その仏教思想は大和に伝来した仏教様式がそのまま九州へ入つて来たとは考えられない点がある。

そこで大和に入つて發展した仏教思想を一応大和仏教と呼び、北九州に發達した仏教様式はやがて宇佐を中心に成長して来たようであるのでそれを宇佐仏教という名称を与えた。宇佐仏教の源流・成長の過程は大和仏教と異なるようであるからである。それを厳密に言えば思想的にも大和仏教の影響をうけて、それによつて成立したのが宇佐弥勒寺ではあるまいか。この見解の下に大胆な推論を試み先学の御批判を仰ぎたいと思う。

## 二、佛 教 の 伝 来

仏教の公伝は欽明天皇十三年壬申(552 A. D) (正確には七年戊午(538 A. D)であつたとされている。然るにこの公伝以前に既に仏教が本邦に入つていたのではないかという説は従来も存した事である。その理由の一として、「法師君」(ハツシキミ、ホウシキミ)の存在が示されている。(西山長男博士「宇佐八幡成立の周遍」神道史の研究第二、一三六頁) 法師君は、百濟聖明王の孫としての帰化人倭君の祖である。書紀によると父斯我君の来朝が武烈七年乙酉(505 A. D)であるから、たとい書紀の紀年が疑われても少くとも欽明天皇十三年(552 A. D)より降る事はないと考えられる。この法師君とはいふまでもなく僧侶の意であるから、公伝以前の仏教の伝来が考えられてもよい一つの史料になるのではないかというのである。

先づ日本の仏教受容を考える時、日本の固有信仰をもつ為政者皇室がどんな形で受入れたかという点に問題がある。皇室の仏教採否については欽明天皇自らも意を決し得ず、群臣の意見は賛否両論であつたが、敏達天皇を経て用明天皇の御代になると事態は變つて来た。日本書紀卷二十一、用明天皇二年(丁未)夏四月乙巳朔丙午(二日)の条に次の如くある。

是曰天皇得病遷入宮<sup>一</sup>、群臣侍焉、天皇詔群臣曰、朕思欲歸三宝<sup>一</sup>、卿等議之、群臣入朝而議、物部守屋大連与中臣勝海連<sup>一</sup>、違詔議曰、何背三國神一敬三他神<sup>一</sup>也、由来不識三若斯事<sup>一</sup>矣、蘇我馬子宿禰大臣曰、可隨詔而奉<sup>一</sup>助、誰生異計<sup>一</sup>、於是皇弟<sup>一</sup> 隆皇弟皇子者、穴穂部皇孫、即天皇庶弟 引<sup>一</sup>豐國法師<sup>一</sup> 闕名、入<sup>一</sup>於内裏<sup>一</sup>、物部守屋大連耶睨大怒、……………、

この条は元興寺縁起所収の丈六光背銘にある銘文の内容からみて確実な史実を伝えたものとみられている。(西山長男博士前掲)

ここに現れる豊国法師については先にみる法師君の法師の語としては二度目の史料である。この豊国法師については元享釈書便蒙によると「或曰百濟人慕我國化、來是時佛法未周、故寓豊後民間、史失其名以國呼之」と云つてゐる。然るに豊後の国名の初見は文武二年(705 A. D.)九月の続日本紀卷一四條の「豊後国真朱云々」であるし、豊前の場合は正倉院文書の大宝二年の戸籍にみるので、その頃以前は豊前豊後は一國でなければならぬので、豊国法師の時は一國の時代である筈である。従つて「豊後民間」という事はおかしいことになる。

さて新しい宗教が伝来する場合には、第一は支配階級に入つてそれが民間に入る場合と、第二は民間に入つたものが支配階級に入つて行く場合と、第三は両者が同時に伝来する場合がみられるのであるが、史料に現れる点で書紀に現れている場合は欽明天皇の場合も用明天皇にみる場合も、支配階級を対象とする場合の事情がみられる。天皇としては自ら決定できないので、群臣にはかつてゐる。特に用明天皇の場合は天皇自身の態度は明確になつてゐるが、ことさらに群議にかけたようにみられる。元興寺縁起によると天皇の態度は確立してゐるので、書紀編さん態度の造作とみる向もある。それは群議にかけると同時に豊国法師を招いている点に注意すべき点があるからである。

然しながら、仏教は支配階級のみから入つたのではなく民間からも入つたという説もある。例えば扶桑略記には本朝法華驗記を引いて継体十六年(522 A. D.)二月大厩漢人司馬達人が来朝し、大和高市郡坂田原に草堂仏像を安置した。当時の人大唐の神といったと称してゐる。叡岳要記にも顯宗天皇の三年(487 A. D.)、比丘の形の像を作つた者が滋賀にいたといつてゐる。これ等の事は大和に近い地方の事情であるが、北九州就中豊前の國では継体天皇(507-531 A. D.)の時魏の善正が彦山を開いたといつてゐる。(豊鐘善鳴録)

勿論これ等の記録はそのまま信すべきではないが、このように民間に仏教が入つて来たであろうことは認められてゐる(橋川正氏「日本仏教史」)。先に掲げた豊国法師が天皇の病氣平癒の爲に入内した事は豊国の民間に成長した「豊国奇巫」によつて天皇の病氣平癒の祈られた事実があるから(後にふれる)既に豊国からかかる目的の爲に入内の歴史が継続してゐたであろうこと

が推定できる。ところで八世紀になるが豊前の沙門で、医術を賞せられた人がある。即ち法蓮である。然らば豊国法師はどんな僧であるかは、豊前の沙門法蓮を知る事によつても或程度の想像が可能になる。よく使われる史料であるが、続記卷三、文武天皇大宝三年（703 A. D）九月癸丑（二十五日）の条に

施<sub>二</sub>僧法蓮<sub>一</sub>豊前国野四十町<sub>一</sub>、褒<sub>二</sub>医術也<sub>一</sub>、

とあり又、卷八、元正天皇養老五年（721 A. D）六月戊寅（三日）の条に

ノ如キ

詔曰沙門法蓮、心住<sub>二</sub>禪枝<sub>一</sub>、行居<sub>二</sub>法梁<sub>一</sub>、尤精<sub>二</sub>医術<sub>一</sub>、濟<sub>二</sub>治民苦<sub>一</sub>、善哉若人、何不<sub>二</sub>褒賞<sub>一</sub>、其僧三等親以上親賜<sub>二</sub>宇佐君<sub>一</sub>、とあるをみると豊国法師の性格の一端を知ることができる。ここにもみる法蓮は宇佐氏一族の出身であり、その宇佐君は宇佐公池守等やその後の宇佐大宮司家宇佐氏に発展する神別系の氏族であるが宇佐公と称している。

ところでこの史料によつて窺われる事は次の二つの点である。第一は宇佐氏は云うまでもなく国造宇佐津彦の子孫ともいわれ（国造本紀）、宇佐明神に仕えたといわれている（宇佐氏系図）。宇佐氏はいわば宇佐神に仕える司祭者の家である。この神に仕える氏族の中から沙門が出るという事実は他にも役小角等にあることであるが、地理的に北九州に於ては氏族の司祭者乃至氏人が仏教と結びつく幾つかの要素を仏教及び日本の固有宗教双方にもつていたという事、いいかえると民間伝来時に於ける仏教が日本の固有信仰者の民間指導層と結びつき易い「もの」をもつていたのではないか。第二は当時の僧侶の重要な機能の一つは「精医術、済治民苦」のことである。沙門が医術に精しく衆生の済度が頗る現実的であつたという点である。

ここに先の用明紀に出るこの法師も天皇不予の祈禱の為に参内しているし、その先の豊国奇巫も同様の目的を以て参内しているので、法蓮の医術にみる点と、その点だけでは全く一致していると考えられるのである。

### 三、豊国奇巫の参内

ところで宇佐の法蓮と豊国法師とはどんな関係にあり、且又豊国法師は何故天皇不予に宮中に招かれたのであろうか。豊国

法師の源流は何であろうかという事になるが、こゝに注目しなければならぬことは、それより先雄略天皇（A. D. 457-479）の御代に同じく天皇不予に筑紫豊国奇巫が宮中に召上げられているのである。新撰姓氏録、卷二十和泉国神別天神の条に

巫部連ハ采女臣同祖、神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也、雄略天皇御体不豫、因茲召<sub>二</sub>上筑紫豊国奇巫<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>真椋大連<sub>一</sub>率<sub>レ</sub>巫仕奉<sub>レ</sub>、仍賜<sub>二</sub>姓巫部連<sub>一</sub>、

とあり、更に同様の伝えは統後紀、卷十五、仁明天皇承和十二年七月丙午朔己未（十四日）の条にもみえる。この場合も天皇の不予に対してであり奇巫の医術に対する期待から召上げられた事は明であり、豊国法師の場合と同一目的のに於て召された事が明である。更にこの条には「筑紫之奇巫」とあるが、いうまでもなく巫はシャーマンである。全世界に同種の宗教形態は存在しているのであるが、日本でもシャーマン信仰は勿論存在し、みこ、かんなぎ、玉依姫、命婦、いちこ、わか、あかた、さゝはたき、わた、のろ、などは各々その一種である。巫の性別には男女両性がある。姓氏録等という奇巫もそのシャーマンであることには間違ない。所が何故に「奇」の字を附し、且又態々豊国から巫を招上げたか、当時としても当然全国各地にシャーマンは存在していたと考えられるのに特に豊国の奇巫を召上げたかという事である。このように考えると奇巫は少くとも、全国他地方の巫とは異つた存在であつたのであろう。このことからすると多少時代はズれるが、奈良時代の宇佐八幡の禰宜が同時に尼僧で禰宜尼であつた事に思い至る。統紀天平勝宝元年十二月廿五日の条に次の如く出ている。

八幡大神禰宜尼大神朝臣杜女其興紫色一 同乘輿一拜<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>、（中略）尼杜女授<sub>二</sub>從位下<sub>一</sub>、主神大神朝臣田麻呂外從五位下<sub>一</sub>、

これは大仏礼拝に上京した時の記事であるが、宇佐の禰宜は託宣をする最も要職であるが、始めは辛嶋勝氏がその任に當つていたが、八幡の盛時になると大神氏が禰宜・主神共に独占しているが、その時の禰宜は尼である。この時の状況が転害会の行事に伝わり絵巻物として手向山八幡宮に残っているが、奈良時代に至るまで禰宜が尼僧であるということは、いわば尼神主で全く他社にみられない点であるが、宇佐では当然の姿であつたのである。官制成立の前後は宇佐の禰宜はいわば巫女僧であ

るので、宇佐八幡成立の頃の巫の特殊性を知る事ができる。

この事は豊国奇巫の性格を知る重要な手がかりでなければならぬが、奇巫が既に異国の宗教の修法をとり入れていたこと、もつと積極的にいうと八幡宮初期の巫僧尼にみる如く仏教と融合された形であつたことを物語るものではなからうか。

けだしこの北九州に於ける奇巫が如何にして宮中に關係を持つようになったかという点が問題である。先に掲げた「令真椋大連、率巫仕奉、仍賜姓巫部連」とあり、仁明天皇十二年の統後紀に次の如く出ている。

右京人中務少録正七位下巫部宿禰公成、大和山辺郡人散位從六位下巫部宿禰諸成、和泉国大鳥郡人正五位上巫部連継麻呂、從七位下巫部連縁足、白丁巫部連吉継等、賜<sub>二</sub>姓<sub>一</sub>当世宿禰<sub>一</sub>、公成者、神饒速日命苗裔也、昔属<sub>二</sub>大長谷雅武天皇<sub>一</sub>、公成始祖真椋大連奏迎<sub>二</sub>筑紫之奇巫<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>教<sub>二</sub>御病之膏盲<sub>一</sub>、天皇窮<sub>レ</sub>之、賜<sub>二</sub>姓<sub>一</sub>巫部<sub>一</sub>、後世疑謂<sub>二</sub>巫巫之種<sub>一</sub>、故今申改<sub>レ</sub>之、

この所伝にみるように巫部は真椋大連が巫を率いて巫部連を始め賜つたが真椋大連は物部氏の一族で巫部という巫巫の種と呼ばれるのを忌んで当世宿禰の新姓と申乞うたのである。こうしてみると巫というのは当時の社会でも忌み嫌われたものであろうか。それはともあれ、物部氏は、豊国の巫巫を部民とし、己の伴造として統率していたのであろう。そうすると、豊国の一部は物部氏の所領であつたのであろう。旧事記天神本紀にみる天物部二十五部の一である筑紫聞物部の本據は豊前国企救郡にあつたといわれている。この事からすると物部氏は可成古くから北九州に關係していたようである。いうまでもなく物部氏は長髓彦の系統を引く旧族で、朝廷には久米、齊部氏に代つて勢力を有した氏族である。

#### 四、北九州と大和朝廷の關係

このように北九州就中豊前北部の朝廷との關係をみると、大和勢力の九州に於ける最初の拠点は豊前京都郡に当る長峽縣であつたといわれ、この地方の大和勢力との關係の深さをみる事ができる。更に安閑二年紀(A. D. 535)にみえる屯倉は二十ヶ所があるが、その中東国、吉備、九州が最も多く吉備に五ヶ所、九州では八ヶ所がある。その中五屯倉が豊国(当時の豊

国は京都仲津郡地方に限られていたと一般にいわれている）にあり、その位置も諸説があるが（太田亮氏等）、今佐伯有義氏の説によると、五ヶ所が豊前に属し、豊後にみられないことになる。これを表示すると次の如くなる。（平野邦雄氏「豊前条里と国府」九工大報告六号）

屯倉名	推定所在地	史	料
肝等屯倉	豊前京都郡苅田	苅田郷和名抄苅田駅（兵部式）	
太拔	企救郡貫	抜気（万葉九）貫莊（宇佐大鏡）	
我鹿	田川郡赤	赤庄（住吉神社文書）	
桑原	桑原	田河郡桑原（宇佐大鑑）	
隣崎	企救郡門司	社筒駅（兵部式）	
（備考） 同時奉獻 筑紫国膽峽山部	京都郡諫山	諫山郷（和名抄）京都郡一不知山長松（外記局日記）豊前権塚不知山、貞恒、子永正（宇佐大鏡）等々	

そこで同時に奉られた膽峽山部まで含めると企救、京都、田川の三郡に限られ各二ヶ所宛になる。こゝに於て北九州と大和朝廷の關係を今少し遡つて考察してみよう。景行紀十二年の条によると次の如くある。

熊襲反之不朝貢、八月乙未朔己酉（十五）、幸筑紫、九月甲子朔戊辰（五）、到周芳波磨、時天皇南望之詔羣卿曰、於南方烟氣多起、必賊將<sub>レ</sub>在、則之、先遣多臣祖武諸木、国前臣祖菟名手、物部君祖夏花<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>察其状<sub>一</sub>、

こゝみる天皇軍の將としてに、多臣祖武諸木、国前臣祖菟名手、物部君祖夏花が偵察に遣わされている。こゝに現れる国前臣祖であるが、豊後風土記には次の如くある。

豊後国者本与豊前国合為一國、昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇詔豊直等之祖菟名手遣治豊國、往到豊前國仲津郡中臣村、于時日晚僑宿、明日味爽、勿有白鳥、從北飛來、朔集此村、菟名手即勒僕者、遣看其鳥、鳥化為餅片時之間更化華草數千許株、花葉各采、菟名手見之為異、歡喜云、化生之芋、未曾有見、突至德之感乾坤之瑞、既而參上朝廷、拳狀奏聞、天皇於茲歡喜之、即勅菟名手云、有天之瑞物、地之豊草、汝治國可謂豊國、重賜姓曰豊國直、因曰豊國、後分兩國以豊後國為名、更に國造本紀には次の如く出ている。

豊國造 志賀高穴穗朝代伊甚國造同祖宇那足尼定賜國造、

國前國造 志賀高穴穗朝古備臣同祖吉備都彥命六世午佐自命定國造、

景行天皇に關係ある北九州の地と國造の關係がこのように、三書に多少の文字の異なるにより、古來字者の諸説を出さしめて來たが、「宇那足尼」は宇那己足尼ウナテスキネの意で弓の腕字かと井上通泰博士は推定しているが、この説に従えば、豊國造宇那足尼と菟名手は同人となる。景行紀の國前臣菟名手と、國造本紀にみる國前國造午佐自との關係は、風土記の豊國直等祖菟名手とある及び景行紀の國前臣菟名手よりすると國前國造午佐自の祖は菟名手であるという事になり豊國造と國前國造は同祖であるという事になり、豊國直（大和勢力）の勢力が國前に入つて行つた状態がみられて興味がある。（更に又國造本記にみる午佐自の讀方であるが、栗田博士の午佐自ウサシの讀みに対して牟佐自むさし（武蔵）ではどうかであるか。）

景行紀同年の条によるとこのように天皇は兵を進めて周芳沙磨（周防佐波郷）より、菟名手等に南方の偵察を行わせ、その間に豊前の四豪族が夫々眷屬を率いて降参した記事がある。

有殘賊者、一曰鼻垂、安飯二名号三山谷響聚、屯三結於菟狭川上、二曰三耳垂、殘賊貪婪、屢略三人民、是居三於御木川上、三曰三麻剎、潜察三徒党、居三於高羽川上、四曰三土折猪折、隱三在於綠野川上、独持三山川之險、以多掠三人民、是四人也、其所<sub>レ</sub>處并要害之地、故各領、眷屬、為三一處之長也、

ここにみる菟狭川は宇佐川で今の宇佐郡駅館川、御木川は山國川、高羽川は田川郡伊田川、綠野川は彦山から出る綠川に夫



々比定されている。(大宰管内志豊前志) その拠る下は川上になつてゐる点に注意すべき点がある。これ等の豪族は皇命に従わなかつたのであるが武諸本は第三の麻剝を誘つたので他の三酉も投降した。そこで天皇は自ら豊前国長峽県なかつに着、ここに行宮を建てたとなつてゐる。

天皇遂幸筑紫到豊前国長峽県、興行宮<sup>一</sup>而居、故号<sup>二</sup>其処<sup>三</sup>曰<sup>レ</sup>京也、のみこ

豊前国は「とよくにのみちのくのくに」と読むようになつてゐるが、長峽県については、従来諸説があるが、(豊後国誌・豊前志・企救郡誌<sup>一</sup>御所ヶ谷、管内志<sup>二</sup>長尾) 平野氏は豊前京都郡長峽川の下流周防灘に臨む十町の地点にある草野津の近くであろうと推定している(平野邦雄氏「豊前条里と国府」)。蓋し景行紀の同条に「曰京也」とあるし、景行天皇行宮址と称せられる他の地点から考へて尤も妥当の説と考へられる。

このように京都郡に行宮をおかれたという事、更に屯倉所在地がその周辺の企救・京都・田川に比定されている事からすると、この地方が大和政権の九州統治の根拠地であつた事は本土との交通から云つて尤もであろう。ここから大分・速見・直入と進んだという景行紀の記事は首肯できる。然る時は豊国造はここを中心として統治したと考へてよいであろうし、北九州を中心とする豊国が東九州に發展して行く経過をみる事ができる。

## 五、物部氏と中臣氏

そこで次に問題になるのはこの時景行天皇に従つて活動した豪族であるが、先に偵察に従つた豪族は多臣臣祖・国前臣祖・物部君祖であつた。ついで天皇が直入の征討の時に新に登場する氏族としてみえるのに志我・物部・中臣の三氏がある。景行紀十二年十月の条には直入の土蜘蛛親征の途中城原に返りまして水上で下い、その後兵を集めて八田を禰宜野に撃ち、打援を亡し、更に完全に賊を討つために石卜を行つてゐるが、その時禱つた神は志我神・直入物部神・直入中臣神の三神であつたとある。太田亮氏も早くからこの点に注目してゐる。(日本古代史新研究二二〇頁)

天皇初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、広三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰朕得<sub>レ</sub>滅<sub>二</sub>土蜘蛛<sub>一</sub>者、將<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>茲石<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>柏葉<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>拳焉、因<sub>レ</sub>獻之、則如<sub>レ</sub>柏<sub>三</sub>於大虚<sub>一</sub>、故号<sub>二</sub>其石<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>踏石<sub>一</sub>也、是時禱神則志我神、直入物部神、直入中臣神三神矣、

豊後国志によると物部神は今の直入郡直入町社家村、中臣神は直入郡中野村といい、通証によると志我神は筑前志加海神社といわれているが、佐伯有義氏も志我神について信難しと称しているが、わたくしは志我神は志賀神で豊後竹田市の久住神社か神原の霜凝神社(統後紀)で、柏峽大野の地は竹田市の後の吉田八幡社ではあるまいかと考える。吉田八幡は現在その石だとして社地に石を伝えている。社家村の神社は糶山八幡社として現存している(拙稿「別府市の神社」大分県地方史十一、十二合集号、一六頁及二三の表)。

ともあれ天皇に従軍の將としては志賀・物部・中臣の諸族があつたと考えてよいであろう。そうすると中臣と物部は九州統治に大きな力をもつていた事が考えられる。

ここに於て中臣と物部の関係であるが、黒田源次博士は中臣氏は豊前仲津郡中臣に起つたと論じて(大和文化研究四の六・五四頁)、  
「中臣氏が建国の当初から皇室に接近し、その神事にたずさわる家柄として昌えて来たという想定は殆んど確証を見出し得ないのである。むしろ允恭朝か雄略朝からボツボツ頭角を現わすようになり、本居たる豊国の仲津地方から四国讃岐を得て、和泉及び南河内の一部並びに摂津及び北河内の一部に根拠を占め、更に近江から東国端にまで発展したものであらうと思う。」  
といわれ古くは、太田亮氏が日本古代新研究(昭三)に中臣氏は仲津郡に起つたとしている。が、もし中臣氏が仲津郡中臣村から起つたとするとその動機について黒田博士は、常に物部氏が陰に陽に庇護した。巫部の家伝はよくその消息を物語つているといい、その起源は景行紀を信ずるとすればその頃であつたかも知れないが、特に緊密になつたのは継体朝(A. D. 527-8)における磐井の乱における物部川鹿鹿火の戦功であつたらうし、その動機には中臣氏の大陸の卜法に熟達した技術を利用したのであらうことに触れている。

というのは景行紀によつても始め豊前の諸酋投降の際にはその偵察にも豊国国造祖とか物部氏祖が使われ、「卜占」はされていなが、長峽行宮から大分・速見・直入特に直入に入ると、城原で卜い、又柏峽大野で戦の勝利を卜つてゐるが、これは恐らく中臣氏であろう。中臣氏は家伝にみる如く中臣鳥賊使主は神切皇后に卜事を以て仕え、占部として仕えている。而も中臣神が現われるのは直入の戦であることからすると、それまでの中臣は物部にかくれていたとも考えられるのである。

さて中臣の「卜事」というのは後の中臣氏の職能や卜部によつて考えられる事であるが、黒田博士の説によると中臣氏の出身地は中臣郷であるとなつてゐる。(前掲論文) 中臣郷については豊後風土記の前文がある。(前掲) 即ち豊国直祖菟名手に詔して豊国を治めしめたが、豊前国仲津郡中臣村に着くとそこに白鳥が北から飛び來つた。みると鳥が餅となり、それが更に芋になり数千株に榮えた。こんなことをみた事がないので朝廷に奏すと天皇も喜んで、菟名手の国を豊国といい、豊国直の姓を賜つたというのであるが、この白鳥伝説は紀記・常陸風土記・近江風土記・山城風土記逸文にも又豊後風土記田野の条にもある。奈良時代好んで使われた表現様式であることが分るが、産業・經濟・文化等に関する異常な状態の発見、及びその表現に用いられた表現様式である事には疑う余地はないと思う。中臣村の地方の場合も、珍らしい外来文化の伝來があり、而もそれが繁榮してゐる事の報告を朝廷にした事が、これが豊国の伝説となつたのではあるまいか。もしこれを文化現象としてみることを許されるならば内容は何であるかというのであるが、豊後に中臣氏が現われる頃(直入等)の場合に「卜」が現われているがそれは、従来の日本の原始シヤamaniズムと異つた道教的な卜占等の技法、即ち異国の技術がみられ、それが更に新しい産業の發展ともなつて現われていたのではなからうか。

而る時は菟名手が直を賜つたのは新事実を紹介する事によつて与えられた事であり、それが更に景行紀にみる如く大和政権との關係によつて物部氏の關係する所となり、雄略天皇不豫につき豊国奇巫の参内せしめ、代々天皇の治病に功あつたので物部真椋氏は巫部連を賜つとみられないだろうか。ただ用明二年(A. D. 587)の豊国法師は西田博士も指摘してゐる如く当然奇巫の後身とみるべきであらう。ただ用明二年の場合には巫部連が奉つたのでなく「皇弟皇子引<sub>二</sub>豊国法師<sub>一</sub>、入<sub>二</sub>於内裏<sub>一</sub>」とある

ことよりすると豊国の巫覡は皇室の直属の部民であつて、巫部連には従属してはなかつたとすべきではあるまいかといつてゐるが（西田博士）これは、安閑二年（AD五三五）五月九日筑紫その他に屯倉を置いてゐるし、その屯倉は既に揚げた如く企救・京都・田河の三郡五ヶ所にみられるので、仲津郡を中心とする巫覡も皇室の部民になる場合が考えられて然るべきであろう。

## 六、宇佐氏と中臣氏の融合

このようにみると豊国の奇巫として特殊な新しい宗教様式をもつ巫が發生した事が分るが、（それが後に宇佐法連にみる如く更に八幡信仰にみる如く宇佐に於てそれ等の原始的な北九州仏教の完成がみられたようにみられるが）宇佐との関係はどうであらうか。宇佐が史料に始めて現れるのは神武東征の時に始まる。古事記中卷には次の如く出ている。

自日向<sub>一</sub>發幸行筑紫指到<sub>二</sub>豊国宇沙<sub>一</sub>之時、其土人名宇沙都比古、宇佐都比売二人、作<sub>二</sub>足一騰宮<sub>二</sub>而献大御饗、更に書紀神武紀には次の如く古事記よりは一層詳しく中臣氏の遠祖の事が現れている。

行至<sub>二</sub>筑紫国菟狹<sub>一</sub>、菟狹者地名也、此去宇佐、時有<sub>二</sub>菟狹国造祖号曰<sub>二</sub>菟狹津彦菟狹津媛<sub>一</sub>、乃於<sub>二</sub>菟狹川上<sub>一</sub>造<sub>二</sub>柱騰宮<sub>一</sub>、而<sub>レ</sub>奉饗焉、是時勅以菟狹津媛賜妻<sub>二</sub>之於侍臣天種子命<sub>一</sub>、天種子命是中臣氏遠祖也、

この菟狹津彦については国造本紀にも「宇佐国造、橿原朝高魂尊孫宇佐都彦命定賜」とある（先代旧事本紀）。もともと宇佐津彦宇佐津媛は古代社会一般にみられる、「みこ」的存在であろうと考えられ、これを具体的にすれば後の宇佐氏の祖神の神格化された名称であると共に首長（支配者）でもあろう。宇佐氏系図には

天三降命 天孫天降日向時供奉、後依  
勅住菟狹川上、奉齋宇佐明神

菟狹津彦命

神武天皇日向發幸到  
菟狹之時、始任宇佐国造

菟狹津媛命

同時勅嫁天種子命、  
生宇佐都臣命

とあるが、先代旧事本紀卷三天神本紀には天三降命を「豊前宇佐国造祖」と称している。いうまでもなく宇佐氏は宇佐の土豪で地祇系であるが、この氏族が天三降命を祖神として天神に祖先を假託したのは、国造に任ぜられて、大和朝廷の九州経営の一環を荷なつてからに外ならないが、もともとは宇佐氏の氏神を後に比咩神として祭祀している事、及び「住菟狭川上、奉齋宇佐明神」とあるので、わたくしは宇佐川の精霊即ち川の神を祭つていた氏族であろうと考える。(承和の弥勒寺縁起では比咩神は安心院の高岳に祭られていたとある。)更に宇佐津彦については、後に「御許元宮」といわれる如く川の一部が馬城峯に発している。その山の神と結びついて祭祀されたものではないかと考える。こうした菟狭津媛が中臣氏の祖である天種子命に嫁すという事は、先に述べた如く黒田博士の説をとるとすれば天種子命は豊前仲津郡中臣村の出身であり、これが宇佐氏と血縁関係を結ぶという事は、京都郡に行宮のできて大和朝廷の九州経営の根拠地になつてから行われたものではあるまいか。こうした関係は東九州特に、山国川以南では宇佐氏は最も早く後の中臣氏の新修法をうけ入れたことを物語るものではあるまいか。従つて中臣氏が物部氏に従つて天皇に侍するようになる、中臣氏は朝廷の祭事を中心に司るようになり、嘗て中臣村地方を中心に行われた奇巫の機能は九州では宇佐を中心に集中されて行き、ここに名を史上に現したのが法蓮の如き人物の輩出となつたとみるべきではあるまいか。

かかる関係で宇佐氏は大和朝廷の建国事業には協力的であつたという伝承が起つてくるのである。肥前風土記によると景行天皇の珠磨噌誅滅には天皇は宇佐の海濱の行宮を拠点としたと現れているのである。

## 七、宇佐仙教の性格

既にのべた如く北九州に発生したと考えられる豊国奇巫更にその発展の豊国法師とはどんなものであつたかという点についてであるが、先にその後継者として考えられ史上に現れる人物として法蓮をあげたが、その法蓮のもつ宗教的内容についてはまだ十分ではない。続紀は法蓮について「沙門法蓮、心住<sup>二</sup>禅技<sup>一</sup>、行居<sup>二</sup>法梁<sup>一</sup>、尤精<sup>二</sup>医術<sup>一</sup>」とある。

禪杖とは禪行の事である。わが国の禪は道昭が始めこれを伝えた。彼は白雉四年（六五三）入唐して玄奘三蔵に教をうけたが、經論は深妙で窮め尽せないで、禪を学んで流伝せよと教えられ、禪定を学んで悟る所が多かつたという。帰朝してから元興寺の東南隅に禪院を建てて住んだ。天下の行業の徒は彼に従つて学んだ。また十有餘年間天下を周遊し、その後、再び禪院に坐禅したという（「統紀」文武四）（年三月十日条）。このように禪行は經論研究の知的學業に対して學問を従とする行業で、學問のない者にもはいり易い道であつた。道昭の考えは大寶令に影響を与えたらしく「養老僧尼令」に規定がある。

僧尼令によつてみると、およそ僧尼にして禪行修道あり、意に寂靜を楽い、俗に交わらず、山居をもとめて服餌せんと欲するものは僧綱や三綱の管轄の下に、山に修行することが認められていた。禪は仏教の実踐門として釈迦在世時代からあつて、大乘小乗共にあつたのである。

この時代には山林仏教は盛んで、日本靈異記によると百濟禪師が大和国法器山、広達は金峰山、沙弥行信は弥氣山堂、伊与石追山には寂仙菩薩が修行したといわれる。しかるにこの時代の山林苦行には仏教本来の解説悟入を求めただけでなしに呪驗力を得ようとする、呪術的信仰があつた。

こんなわけで法蓮についても数多くの伝説があり、その一、二を紹介しても、豊前宇佐郡豊川村の和尚山は法蓮が坐禅したという坐禅石があり、法蓮はここに妙見を祭り、山に坐したまま鉄鉢を空中に動し下の駅館川の「わにか淵」という所で水を入れて山にあげていたとか、その上の法蓮は岩壁の岩穴（坐禅場所）に観音堂を造立し、山の南側の小坂の岩壁にも不動堂を造立したり宇佐郡院内村の高並には法蓮の法器塚と称する塚があり法蓮を葬つたと伝え、託宣集では豊前田川郡の高原岳や彦山で修業したと伝えている。正和に完成した八幡宇佐宮御託宣集には次の如くある。

法蓮住三高原嶽豊前、修日想觀自修法、峯紫雲聳覆、太宰府晴天晋紅也、……………（託宣準卷上小山田社部）

とあり、又寛保二年伝密雲の編になる豊鐘善鳴録卷五には次の如くある。

法蓮和尚者、世謂慈氏之応化也、自称流浪行者、敏達帝末年居三豊前宇佐之山、広修三仏業、深通三神明、人雖レ敬三其風

操一、而終莫能測焉、蓮大宝初歲、聞空中声二曰、彦山有如意珠一、直往入多聞窟一、(以下略)

このように伝えられている如く法蓮の禪技は宇佐郡や田川郡の山によつて行ぜられたが、密雲が述べている如く「深通神明」とは何をいわんとしているのであらうか、恐らく呪験の力、呪術的力をさすものであらうが、それは日本固有信仰の呪術信仰に根ざすものであることはいうまでもない。しかるに、七世紀末には山林に於てかような巫者の修業を行つたのは独り法蓮のみならず役小角、越の泰澄、や先に掲げた靈異記にみる禪師もそれであるが、ここに注意したい点は法蓮を生んだ宇佐氏が祭る宇佐八幡宮の比咩大神の脇殿に北辰社が祭祀されている事である。その創祀についての史料はないのであるが社伝としては本宮の地主神として八幡神宮創立により鎮座しているという。この社は類社中の最も顯著なものになつている(平凡社御託宣集靈卷、小倉山靈行事の条に次の如く出ている。)

四十二代

文武天皇七年大宝三年癸卯、文武天皇五年大宝元年辛丑八幡大菩薩為濟度、向唐土又販來、北辰神最初天降現坐小倉山、大菩薩御修行之次至此峯語北辰而言

我礼一所住坐志天法界衆生利益願乎發佐者北辰申曰

從此西方彦山仁神坐須、名言權現須。有三十方金剛童子<sup>利</sup>、申其權現<sup>天</sup>。以三寶珠<sup>天</sup>一切衆生<sup>平</sup>度<sup>志</sup>給<sup>江</sup>土者、

又香春大明神言

彦權現乃御前仁如意宝珠候也、可申之給、大菩薩渡向被山而言、

為乘仁<sup>也</sup>利者(以下略)

右にみる如く八幡神は法蓮を招ずる為にその方法を小椋山の北辰に先づきいた。北辰がいうには法蓮は彦山に教法を学んだので、彦山で法蓮にきくべきであると伝えていた。同書によると八幡は香春の神託もうけて彦山に法蓮を迎えようとするが仲々肯じない、よつて八幡の翁は無理に宝珠を奪つて下毛郡諫山郷の南高山に逃げた。法蓮は之を追つたが、その声が伊与の石鉄

山に聞えたので八幡は金色の鷹になつて犬をつれて返り法蓮にすすめ、宇佐に垂迹の後には神宮寺の別当とするから同心して欲しいことを依頼し和与か成立したといひ、つぎに「一日」として異本、異伝承もあげてある。

又八幡宇佐宮御託宣集在之巻若宮部に次の如く記されている。

若宮御体者大神蘊麻呂依御託宣所奉造顯之也、

私曰若宮四所者旧記分明也、御弁見在坐、仍御供四膳奉備之、官幣四本被献之、神事祝文曰若宮姫宇礼久礼四所御門上

而今五躰之祭可尋先規之者也、但二秀大祭之間午日後祭之時、名北辰舞而神官等合舞之、五躰之内一所者北辰歟、

又大宮北辰事、元暦之時勅使権右中弁平基親朝臣被実檢之處、無御躰之間神官社僧等面面雖申之、一一不分明、抑

大宮有別当無有祭祀無御躰、当社無祭祀有御躰、若元暦之時、大宮北辰若宮近辺合見之給問、以為便宜、物念之刻奉安

置之歟、(下略)

若宮の神像は重要文化財で、平安の大分県最古のもので、元暦元年七月六日の豊後緒方氏の破却の時もその難を免れたわけである。ここに若宮の祭神は四躰であるのに五躰納つているので一体は北辰ではないかと編者神吽はいつている。その理由としては二季の大祭の間の午日の後祭つて北辰舞を神官が舞うという事と、元暦の実檢の時北辰社の御殿に御躰がない、神官社僧もその理由が分らなかつたといふのである。而して神吽は若宮には祭祀はないが御躰がある、もしかすると元暦の破却の時にこちらに安置したのではないかと云つている。

然るに若宮には神殿の前の拜殿の中央にいろいろを切り亀の甲を灼いて、それを下宮の前のサマシ竹に並べて冷やしてよい、亀の甲は若宮の前にもあつた亀山社に埋められたと伝えている。そうすると北辰は「卜占」の神として祭られていたことが分る。若宮は仁寿年間造立とされているので仁寿以来「卜」を若宮に行つたことになるのであるが、神吽の正応正和には既に祭祀か絶え北辰舞のみが行われていたという事になるのである。祭祀のない事よりすると亀卜は既になくなつていたとみるべきであらう。而る時は宇佐での卜占は若宮で行う以前は北辰殿に於て行われていた事になる。その外宇佐の卜占を行う陰陽師は



神官でなくして僧侶でありそれも法鏡寺の寺僧が当つている（明治四年書上帖、法鏡文書）。そうすると北辰社は宇佐宮成立以前は宇佐氏の僧集団の祭る社であり、そのあり方は「社」とも「廟」とも「観」とも判じ難い形で祭られていたのではないかと、いう大胆な想像もされる。而も陰陽師が僧である点も先の禰宣尼と合せて注意すべき点である。

他方この北辰社の社殿は八幡造の祖型ではないかといわれているが、宇佐では重要な社殿として祭祀され続けている。蓋し北辰は北極星であり時には北斗星とも混同され、我国では北辰権現、北辰明神、北辰尊と称せられたり、仏教では尊星王または北辰尊星妙見菩薩とも称され、王朝時代支那及び仏教思想と共に伝えられたといわれている。支那では占星術から中宮天極星といひ又太一、天一として信仰され、特に道教に於てはこの信仰が極めて盛である（小柳司氣太博士「老莊の思想」と道教」二三九—二四二頁）。

このようにみると八幡信仰と道教の問題も等閑に附せられない。日本における道教の影響という事も考えねばならぬが、法蓮の場合にみる「精医術、濟治民苦」は禪行による医術的の面と更に道教のもつ方術の面も省みなければならぬ点があると考へられる。

抑々支那では後漢の獻帝の時牟子<sup>（橋川正氏日本）</sup>が理惑論を著して儒仏一理を説いて以来、儒仏道は行われつづけて来た。この影響が我国に入つている事は記紀の中にみられる（<sup>橋川正氏日本</sup>）。太子維摩義疏にも老子道德経が引用されているし、仏教に融合した道教思想は可成多いとみられている。雄略天皇は葛城山に獵して勿<sup>（弘教史三八頁）</sup>ち長人をみたかその姿は蓬仙のようであつたといつている。

天皇射<sup>（獵）</sup>於葛城山、急見<sup>（見）</sup>長人、来望丹谷、面貌客儀相<sup>（似）</sup>天皇、天皇知<sup>（是）</sup>神、猶故問日、何処公也、長人对曰現人之神、先称<sup>（王）</sup>諱、然後応道口、天皇答曰朕是幼武尊也、長人次称曰僕是一言主神也、遂与盤于遊田、駢<sup>（鹿）</sup>二鹿、相辞発箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有<sup>（若）</sup>逢仙、（以下略）（<sup>（統紀）</sup>雄略四年春二月の条）

ついで聖徳太子の片岡山の真人であるとか（推古二十一年十二月）、齊明天皇元年五月には空中で龍に乗る者があり同二年九月田身領（大和多武峯）に観を建てた。

これ等の事情を下にして先の禪師等の行績をみると役小角、越泰澄、将又法蓮にしても、道教に可成強く影響されている事

は認められていたのである。さうすると宇佐法蓮の出た宇佐氏の祭祀する比咩神社の脇殿に古来大切に祭られている北辰社も道教と固有宗教の融合過程に於ける重要な意味をもつものであり、それが本邦北辰社の中最も顕著なものであるとすると、その道教は仏教と共に入つたのか、皈依人と共に先に入つて来たのか重要な問題であるが、何れにしても宇佐宮に入つて来る過程として考察する時にそれについての史料があるわけではないが、考えられる事としては豊国奇巫がある。それが中臣地方に関係あるとすれば、宇佐津姫の種子命の婚姻説話成立は文化交流を意味しその婚姻成立の時に北辰社の前身ができたのではあるまいか。そうすると雄略天皇の招した豊国奇巫の巫も道教的色彩と仏教的色彩を合せもつていた謂所道教の巫祝的なものではなかつたらうか。

この豊国奇巫の伝統を引いたのが豊国法師でありこれは又集團の名称であつて（西田博士前掲）その伝統は長く続きその一人であり且又統卒者とも考えられる人物が法蓮であらうということになる。そうすると伝承（託宣集善鳴録等）に法蓮と共に伝えられる人間とか華嚴、覺滿、胎能等はよし伝説の人物としてもその集團の一員であり、これ等宇佐僧集團は平安に入つて八幡が菩薩を称すると比咩神を人間菩薩と称せられたと考えられる。従つて人間は、神の別名の場合と祭祀集團に信仰僧集團をさす場合の二つになるのである。

柳田翁中山太郎氏等によると人間の語源は神母↓人母↓人間↓仁聞であるといわれる。がわたくしは嘗て八幡神の八幡大菩薩に対する比咩神の異称でもあると論じたが（拙稿「八幡信仰の二元的性格」、その起源をなすものが豊国法師であり豊国法師の起源は豊国奇巫であるとすれば、仲津地方と宇佐の結合経路も一応肯ける。このようにみると大和に伝来し、大和に成長した仏教と、宇佐を中心に栄えた仏教とはその發展過程が異なるので、わたくしは敢てその仏教を宇佐仏教と称しているが（拙稿「宇佐仏教と虚空蔵寺」）

その宗教的性格の一端が、おぼろげながら明になるのではなからうか。而して後の法蓮等が豊国法師の一人であるとするれば、それ等の法師たちの拠処として、飛鳥以後大和仏教の影響により建立された寺院が、豊前上毛郡の垂水、下毛郡の相原麿寺であり、それが同国宇佐郡に入り山本（駅川町）の虚空蔵寺、辛嶋郷（駅川町）の法鏡寺等に發展したものであるまいかと考

えられる。もしこの大胆な推論が許されるとすれば豊国法師とか豊国奇巫というものの宗教的性格も道教化した仏教をその中に有していたのではあるまいか。

## 八、結

宇佐八幡宮創立の前駆として、わたくしは八幡の神と比咩神を区別しその八幡神は豊前下毛郡大幡（宇佐文化と六郷満山）焼畑の地に大神氏や辛嶋勝氏が中心となつて六世紀の頃に創立しその遺趾を大貞八幡と推定したのであるが（教育広報一〇一—二一）、それ以前比咩神の氏子集団である宇佐氏が中臣氏と婚姻によつて宇佐氏が中心となつて發展せしめ、いわば完成したと考えられるのが宇佐仏教である。こうした宇佐仏教が八幡神とどのような關係を結ぶのだらうか、中世の伝承によると比咩神の出家伝承は全くなくて、八幡神が新に出家する出家伝承のみがみられる。（託宣集、豊鏡善鳴録）つまり宇佐氏の仏教勢力、更に古代的政治権力を如何にして吸収するかという八幡集団の苦心のあとのみが、当時の社会情勢を伝える伝承資料（託宣集善鳴録）にみられる。

これ等の点を考えると宇佐氏を中心とする宇佐仏教集団と下毛上毛郡に成長した八幡神集団が大同団結したのが宇佐宮の成立であり且又弥勒寺の成立といわなければならない。と同時に次の事柄を無視してはならない。それは飛鳥を経た白鳳期の半世紀の政府の仏教政策は極めて消極的でいわば低姿勢の中に大和仏教を地方に伝えようとした動きに対して奈良時代の宗教政策は積極的な力強い中央集権にふみきつた事である。分散した地方豪族の私仏教的ニュアンスを払拭して、統合運動に乗り出した結果は各地の官社官寺の造立、更に弱い財政の上に立ちながらも分散した寺院統合のために国分寺の造立へと發展する。政府の側からすると八幡神宮寺弥勒寺の建立も全くその一環としてあつたのである。なおこれ等の詳細については別稿にゆづりたい（昭三六、八、二六、未稿）。

（筆者大分県立芸術短期大学教授）